



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件（水産課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 指定管理者の指定（道路管理課）…………… 2
- 公有水面埋立ての免許（港湾課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定…………… 3

告 示

沖縄県告示第47号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年 1月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
与那原加入区	小型まぐろ漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業）	与那原町字板良敷745番地 仲里全芳 与那原町字板良敷974番地の1 當眞嗣之業

沖縄県告示第48号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年1月25日から同年2月8日まで那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年 1月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 那覇市字安謝620番地13 前田喜紀、那覇市若狭3丁目22番7号 亀谷長栄、
那覇市曙1丁目6番33号 川田正也
- 2 加入区 那覇北加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合

沖縄県告示第49号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成25年1月25日から同年2月8日まで渡嘉敷漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成25年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 玉城繁、渡嘉敷村字渡嘉敷1918番地の2 藤原史明
- 2 加入区 渡嘉敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 渡嘉敷漁業協同組合

沖縄県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成25年1月25日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

平成25年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 36号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字仲嶺689番1から うるま市字仲嶺695番1まで	10.8m ~ 18.5m	138.8m
新	うるま市字仲嶺689番1から うるま市字仲嶺695番1まで	10.8m ~ 24.5m	138.8m

沖縄県告示第51号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第6条の規定により、県民広場地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第52号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成25年1月25日

本部港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年1月9日 沖縄県指令土第5号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 本部町字崎本部4639番6及び5225番の地先公有水面
イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成22年2月2日付け沖縄県指令土第56号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L.+1.72メートルにより決定)、③の地点と④の地点を結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ陸地と公有水面との境界線(D.L.+1.72メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点浜崎(北緯26度39分03秒241、東経127度52分53秒7098)から191度22分57秒1,198.51メートルの地点

②の地点 ①の地点から166度00分36秒240.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から76度00分34秒12.50メートルの地点

④の地点 ③の地点から346度00分36秒240.00メートルの地点

ウ 面積 2,999.95平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 本部町字崎本部4639番6及び5225番並びに同町字崎本部4639番6及び5225番の地先公有水面
イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点浜崎(北緯26度39分03秒241、東経127度52分53秒7098)から193度56分40秒1,202.79メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から166度01分06秒310.26メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から76度00分32秒71.89メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から346度01分06秒310.26メートルの地点

ウ 面積 22,303.40平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月4日まで縦覧に供する。

平成25年1月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポートてだこ
- 3 代表者の氏名 松本哲治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県浦添市を活動の拠点とし、高齢者や障害者・児とその家族、または、一般市民に対して介護・福祉系サービスを提供する事業やまちづくりに関する様々な活動を通して、地域共同体の発展と個人の幸福に寄与することを目的とする。

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年1月25日

沖縄県立八重山病院長 松本廣嗣

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 デジタルX線透視撮影装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 沖縄県石垣市字大川732番地

- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年12月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号
- 5 契約金額 37,789,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	---